

傍 聴 要 領

いわての森林づくり県民税事業評価委員会

1 傍聴の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、委員会を傍聴するにあたっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退室していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と意見等を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食または喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、委員会の委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となり得る、いかなる行為もしないこと。